

## <報道発表資料>

さいたまスーパーアリーナ指定管理者  
株式会社さいたまアリーナ 矢野・平川  
営業部直通 048-600-3000

平成28年2月29日

### さいたまスーパーアリーナ休館期間の変更について

埼玉県は、現在、さいたまスーパーアリーナ及びけやきひろばの大規模改修工事を実施しております。このうち、スーパーアリーナのメインアリーナ部分について休館期間を以下のとおり変更します。

#### ●概要

##### 1. 休館期間

現在：平成28年2月15日（月）～平成28年5月15日（日）

↓

変更後：平成28年2月15日（月）～平成28年5月11日（水）

※コミュニティアリーナの休館期間（平成28年2月15日（月）～4月6日（水））に変更はありません。

##### 2. 問合せ先

・工事に関すること 埼玉県都市整備政策課（048-830-5682）

※午前8時30分～午後5時15分。土日祝日、年末年始を除く。

・利用に関すること (株)さいたまアリーナ営業部（048-600-3000）

以上